

# 農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第30号

(公財)しまね農業振興公社

(農地バンク)

2021年4月発刊

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871

## いよいよ新年度「令和3年度」がスタートしました!!

今年度もよろしくお願ひいたします。

さて、今回は、気分一新「農地中間管理事業」の概要について紹介させていただきたいと思います。

今更…と思われる方もいらっしゃるとは存じますが、ご確認の意味をこめましてご一読いただければ幸いです。



### 先ずは経緯について見てみましょう!!

農地中間管理事業を定めている「農地中間管理事業の推進に関する法律」は、2013年(H25年)に閣議決定がなされた「日本再興戦略」において、「2023年(R5年)」までに担い手の農地利用面積割合を全農地の8割(現状R1末57%)にすると掲げられた目標を達成するための重要な手段と位置付けられ、平成26年3月1日付けで施行されました。

島根県は、H25年1.1万ha→R5年2.5万ha 目標67%  
R1年度末時点で34.2%の達成率です。

この法律に基づいて、平成26年3月20日付けで「しまね農業振興公社」が「農地中間管理機構」として島根県知事より指定を受け、県内で実施する農地中間管理事業の実施主体として事業を実施しております。

### 次に内容について見てみましょう!!

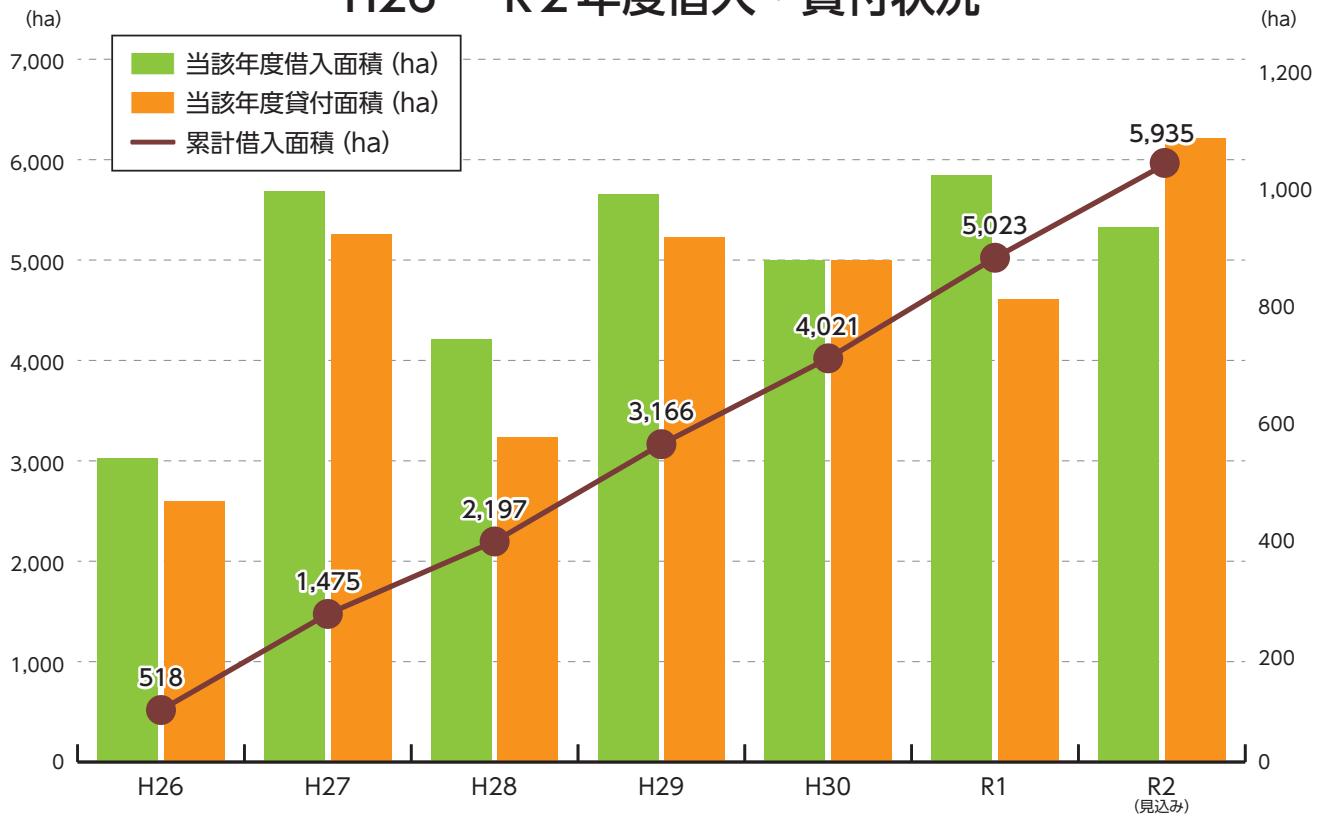
農地中間管理事業は、農業経営の規模の拡大、耕作される農地の集団化、新規就農者による農地利用の促進を図り、これによって農業の生産性の向上に資することを目的としています。

この目的を達成するために市街化区域を除く区域を事業区域として、「離農又は規模縮小農家から機構が農地等を借り入れて、規模拡大農家等へ貸し付ける」という事業です。



## 次に実施状況について見てみましょう !!

### H26～R2年度借入・貸付状況



### 最後に事業を活用していただいた方の声をお届けします !!

#### 農事組合法人設立の際に機構を利用

農事組合法人口 代表理事 W

農地を借りる際、約 60 名もいる地権者との契約や賃借料の支払いに手間がかかることが気掛かりでした。

機構に間に入らせてもらつたことで、賃借料は機構にだけ支払えば良いなど、事務の軽減につながっています。法人の設立業務にも集中することができてとても助かりました。県が指定する機関なので、安心感もありました。

思い描いた農業が実現できそうです。〇地区の農業を次世代へ引き継ぐため、気を引き締めています。

#### 新規に就農をする際に機構を利用

新規就農者 Y 氏

新規就農者は、顔見知りがないので、公的機関が間に入った方が安心して農地を借りられると感じる。

現場の県公社相談員も相談がしやすく、心強い。とても助けてもらった。

#### 編集後記



「農地中間管理事業」についてごく一部ではありましたがご紹介させていただきました。既にご活用いただいているところ、これから活用してみたいというところ、色々だと思います。手続き面、契約の管理面等県公社が間に入ることで様々なメリットがありますので、ご活用のほど切にお願いいたします。 (K・N)

